

文字の大きさ [拡大](#) [標準](#)  
[色変更](#) [音声読み上げ](#) [ルビ振り](#)

[検索](#)

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > [登記・商業・法人登記](#) > 【重要】NPO法人の皆様へ 理事の変更登記はお済みですか？

## 【重要】NPO法人の皆様へ 理事の変更登記はお済みですか？

特定非営利活動促進法の改正に伴い、平成24年4月1日から、特定非営利活動法人(NPO法人)の代表権に関する登記事項等が変更となりました。これに伴い、現在、登記されている理事について、**平成24年10月1日(月)までに**変更の登記が必要となる場合があります。

### 1 登記が必要となる法人

**平成24年4月1日時点において**、定款に、例えば「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等、**特定の理事のみが法人を代表することを定めている法人**などが該当します。

### 2 登記の申請内容

1に該当する法人は、**代表権を有する理事以外の代表権を制限された理事について**、「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする**変更登記をしなければなりません**。

[代表権を有する理事以外の理事の代表権喪失の登記の申請書の記載例は、こちらを御覧ください。\(PDF\)](#)

### 3 登記の期間

2の登記は、平成24年4月1日から6か月以内(**平成24年10月1日(月)まで**)にする必要があります。また、この登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時にこの登記をしなければなりません。

### 4 お問合せ先

詳しくは、管轄の法務局にお問合せください。

**管轄の法務局は、法務局ホームページで御案内しています。**

### 5 参考リンク

- ・ [「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて\(依命通知\)」\(PDF\)](#)
- ・ [その他の特定非営利活動法人の登記申請書の記載例](#)
- ・ [内閣府NPOホームページ](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

#### 法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特例民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

#### その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[法務省政策会議](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[審議会等](#)

[白書・統計](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[電子入札システム](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。